

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務名

学生向けデジタルものづくりワークショップ企画実施業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務目的

ここ数十年の間、少子化及び若年層における地方から首都圏等への人口流出が継続している。そうした状況のもとで、地域の活力を維持・向上していくためには、地方公共団体や大学、事業者等が連携して、地域産業の特性等を踏まえつつ各大学が強みを有する学問領域や研究分野において取り組みを強化するとともに、グローバルに競争力を有する拠点を構築すること、並びに地域において働きがいのある魅力的な産業を創出し、若者の地域定着を図ることが重要となっている。

一方、社会のあらゆる領域において、デジタル技術を活用した製品・サービス・システムが次々に誕生し、企画・研究・開発・生産・流通等、企業の活動プロセス全般にわたってデジタル技術の適用が急速に進展する中、地域の中核産業であるものづくり産業が今後もグローバルな競争力を確保し、成長・発展していくためには、デジタル技術への対応が喫緊の課題となっている。

こうした認識のもと、県では、地域の産学金官の連携により「ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業プログラム」を策定した。本プログラムでは、研究・開発・生産・消費／サービスといった、ものづくりのバリューチェーン全体のデジタル化によるものづくり産業の競争力強化・魅力向上の実現を目指し、「デジタルイノベーションを担う人づくり」と「産学の創発的研究開発」に地域一丸となって取り組んでいる。

また、若年層の人口流出を防ぐ上では、こうした地域産業の魅力向上に係る取組に加え、高校・大学卒業時に女性を地域に引き留める、あるいは地域に引き込むことが特に重要とされている。

よって、本業務では、広島県内の女子中高生を対象に、広島地域及び地元ものづくり企業の魅力発信・課題解決に資するアイデアを着想し、デジタル技術を活用して解決策を提案する体験を提供することにより、ものづくり分野でデジタルを活用して新しい取組を推進している地元企業への関心を高め、理工系分野への進学・就職を促していく。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(5) 事業予算上限額

8,270,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式1)提出期限

令和5年11月16日（木）17時【必着】

(2) 仕様書等に対する質問書(様式4)提出期限

令和5年11月27日（月）17時【必着】

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和5年11月28日（火）までに、公募型プロポーザル参加者全員に電子メール

で回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

- ① 提案書提出場所
広島県商工労働局イノベーション推進チーム
- ② 提案書提出期限
令和5年11月30日（木）17時
- ③ その他

ア 提案書の再提出は、上記②の提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差替えは認めない。

イ 提案を取り下げる場合は、取り下げ願い書(様式5)を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書(様式5)を提出するものとする。また、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

ウ 提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリングの実施

- ① 日時：令和5年12月5日（火）13:00～17:00のうち25分程度を予定
- ② 方法：Web会議ツールを使用しオンラインで行う。
- ③ 時間：1提案者当たりの説明時間は25分以内を予定
(プレゼンテーション：15分以内、質疑応答：10分以内)

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

| | |
|--------------------|--|
| 公募型プロポーザル参加資格確認申請書 | (様式1) |
| 会社概要説明書 | (様式2) |
| 印鑑証明書 | 受付日前3か月以内に発行された正本 |
| 登記事項証明書 | 受付日前3月以内に発行された正本 |
| 財務諸表 | 最新決算年度の貸借対照表、損益計算書 |
| 納税証明書 | 「県税及び地方法人特別税」（県税事務所（本所・分室）で交付）、「消費税及び地方消費税」（税務署で交付）について、滞納・未納がないことを証明する書面（受付日前3か月以内に発行されたものに限る。） ただし、広島県内に事業所等が全くないなどの理由により、広島県に対して納税義務がない場合は、「県税及び地方法人特別税」に係る納税証明書の提出は必要ないものとする。 |
| 電子データの保存等に関する申出書 | (様式3) イベント等の参加者情報など、個人情報の取扱方法等について記載する。 |

なお、広島県の令和4～令和6年物品・委託役務競争入札参加資格をもっている場合は、印鑑証明書・登記事項証明書・財務諸表・納税証明書の提出は必要な

いものとする。

- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
 - ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
 - ④ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (7) 仕様書等について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書(様式 4)により、電子メールにより提出すること。
《送付先アドレス》 syo-innovkan@pref.hiroshima.lg.jp
その際、件名を「学生向けデジタルものづくりワークショップ企画実施業務についての質問」とし、送信後、提出先（広島県商工労働局イノベーション推進チーム）へ電話により着信の確認を行うこと。《電話》(082) 513-3353（ダイヤルイン）
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (8) 優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県商工労働局イノベーション推進チームに対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和5年12月11日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和5年12月12日（火）までに、書面により行う。
- (9) 支払条件
業務完了後の一括払とする。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加者の負担について
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (13) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。
 - ② 提案書は、広島県情報公開条例に基づき公開する場合を除き、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
- (14) プロポーザルに関し、本県から受領又は閲覧した資料等は、本県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (15) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約の締結
優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。
また、優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- (3) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (4) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- (1) 公告
- (2) 仕様書
- (3) 契約書（案）
- (4) 企画提案書作成要領
- (5) 提案書評価基準
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式 1)、会社概要説明書(様式 2)、電子データの保存等に関する申出書(様式 3)、仕様書等に対する質問書(様式 4)、取り下げ願い書(様式 5)

【問い合わせ先】

広島県商工労働局イノベーション推進チーム
イノベーション環境整備担当グループ（担当：山崎・御木）
電話：082-513-3353（ダイヤルイン）